

様式第10(第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別最大速度別契約数

2020年3月31日現在

サービスの種類 FWAアクセスサービス

事業者名 東日本電信電話株式会社

最大速度 都道府県	46Mb/s	54Mb/s			合 計
北海道	0	1			1
青森県	0	0			0
岩手県	0	0			0
宮城県	0	0			0
秋田県	0	0			0
山形県	0	0			0
福島県	0	0			0
茨城県	0	0			0
栃木県	0	0			0
群馬県	0	0			0
埼玉県	0	0			0
千葉県	0	0			0
東京都	0	0			0
神奈川県	0	0			0
新潟県	0	0			0
富山県	0	0			0
石川県	0	0			0
福井県	0	0			0
山梨県	0	0			0
長野県	0	0			0
岐阜県	0	0			0
静岡県	0	0			0
愛知県	0	0			0
三重県	0	0			0
滋賀県	0	0			0
京都府	0	0			0
大阪府	0	0			0
兵庫県	0	0			0
奈良県	0	0			0
和歌山県	0	0			0
鳥取県	0	0			0
島根県	0	0			0
岡山県	0	0			0
広島県	0	0			0
山口県	0	0			0
徳島県	0	0			0
香川県	0	0			0
愛媛県	0	0			0
高知県	0	0			0
福岡県	0	0			0
佐賀県	0	0			0
長崎県	0	0			0
熊本県	0	0			0
大分県	0	0			0
宮崎県	0	0			0
鹿児島県	0	0			0
沖縄県	0	0			0
合 計	0	1	0	0	1
参考事項					

注1 括弧内には、無線設備規則第49条の28又は第49条の29で定める条件に適合する無線設備を用いて提供される電気通信役務の契約数を再掲すること。

- 2 最大速度とは、契約約款等に定める最大通信速度をいう。
- 3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
- 4 「都道府県」及び「最大速度」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。